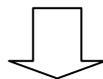


## 第二期中期目標・計画（平成 24～29 年度）策定について（案）

## ＜地方独立行政法人法第 31 条＞

第 31 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。



平成 22 年度に市から法人に対して「第二期中期目標・計画策定方針」を示し、それに基づき、法人の意向を反映した第二期中期目標・計画（平成 24～29 年度）の原案の策定を行う。

（参考）国立大学法人における組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、法人に対して文部科学大臣が組織及び業務全般の見直し内容を示した上で、法人が作成する中期目標・計画（案）で見直し内容が反映されているかを確認することが中心となっている。

## ①「策定方針（原案）」の検討

これまでの評価委員会の意見（18～20 年度評価・中間総括）や市内部の意見などを踏まえ作成した「策定方針（原案）」について、第 2 回評価委員会（7/8）で審議を行う。

→評価委員会の意見を反映した「策定方針（原案）」は、法人が行う中期目標・計画原案の作成に資するとともに、法人からの意見を反映するために、市から法人へ通知

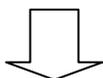
※6 月頃から法人においても次期中期目標・計画策定に向けた課題整理を行う。

## ②「策定方針（案）」の検討

「策定方針（原案）」をもとに、法人や経営アドバイザーなどの意見を聴取した上で、市で「策定方針（案）」を検討。（7 月～8 月を目途）

## ③「策定方針」決定

市での検討を経た「策定方針（案）」については地独法 31 条第 2 項の規定に基づき、評価委員会の意見を聴取し、意見を反映した「策定方針」を決定。（9 月末を目途）



「策定方針」に基づき、法人の意向を反映した第二期中期目標・計画原案を作成

## <地方独立行政法人法>

(中期目標)

第 25 条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(中略)

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第 78 条 公立大学法人に関する第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第 2 項第 1 号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

(中略)

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(中期計画)

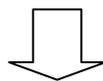
第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(中略)

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。



- 中期目標・計画審議に係る評価委員会を開催 (22 年 12 月～23 年 2 月)  
【25 条・26 条】
- 中期目標・計画(案)について議会の意見を反映 (23 年 6～7 月に総務環境委員会において所管事務調査を開催)
- 市議会で中期目標議決 (23 年 9 月議会) 【25 条】
- 中期計画審議に係る評価委員会を開催 (23 年 10 月～1 月) 【26 条】
- 市が中期計画を認可 (23 年 3 月) 【26 条】
- 中期目標期間評価に係る評価委員会を開催 (24 年上半期) 【30 条】